

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業

入札説明書

令和5年3月

（令和5年8月10日修正版）

岡山県西部衛生施設組合

目 次

1	入札説明書等の位置づけ	1
2	事業の目的及び内容	2
(1)	事業の目的	2
(2)	事業名称	2
(3)	事業実施場所	2
(4)	本施設等の管理者の名称	3
(5)	本事業の対象範囲	3
(6)	事業方式	4
(7)	事業期間	4
(8)	事業スケジュール（予定）	5
(9)	事業期間終了時の措置	5
(10)	事業者の収入等	5
(11)	使用料等の負担	6
(12)	光熱水費の負担	6
(13)	組合による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	7
(14)	遵守すべき法制度等	7
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
(1)	入札参加者の構成等	8
(2)	業務実施企業の参加資格要件	8
(3)	入札参加者の制限	10
(4)	SPC の設立等	11
(5)	参加資格要件の確認基準日	11
(6)	入札参加者の変更	12
4	事業者募集等のスケジュール（予定）	13
5	入札手続等	14
(1)	担当窓口	14
(2)	入札に関する手続	14
(3)	入札参加に関する留意事項	18
(4)	入札比較価格及び予定価格	19
6	入札書類の審査	20
(1)	事業者選定委員会の設置	20
(2)	審査方法	20
(3)	審査項目等	21
7	提案に関する条件	22
(1)	立地条件等	22
(2)	施設の設計，建設，工事監理，維持管理及び運営等の提案に関する条件	23
(3)	業務の委託	23

(4) 資金計画・事業収支計画に関する条件	24
(5) 組合の費用負担	24
(6) 組合による事業の実施状況及びサービス水準の監視	24
(7) 保険	24
(8) サービス対価	24
(9) 土地の使用	24
(10) 組合と事業者の責任分担	25
(11) 財務書類の提出	25
8 契約に関する事項	26
(1) 契約手続	26
(2) 契約の枠組み	26
(3) 契約金額	26
(4) 契約保証金	26
(5) 事業者の事業契約上の地位	27
9 提出書類	28
10 その他	29
(1) 事業の継続が困難となった場合の措置	29

1 入札説明書等の位置づけ

岡山県笠岡市，井原市，浅口市，里庄町及び矢掛町（以下「組合市町」という。）で構成する岡山県西部衛生施設組合（以下「組合」という。）は，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準じ，広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として実施する。

この入札説明書は，本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するため，入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対して，組合が事業条件及び参加手続等を説明するものである。

入札説明書に合わせ配布する次の資料を含め，「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ，入札に参加するものとする。

事業契約書（案）	本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（仮契約書及び事業契約約款（案）等により構成される。）
要求水準書（添付資料等を含む。）	組合が事業者に要求する具体的な統括管理，設計，建設，工事監理，開業準備，維持管理及び運営のサービス水準を示すもの
落札者決定基準	入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
様式集及び作成要領 基本協定書（案）	提案書の作成に使用する様式等を示すもの 事業契約の締結に向けて，組合と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの
指定管理に関する年度協定書（案）	指定施設の管理に関する基本的な協約事項を示すもの

なお，入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は，入札説明書等の内容を優先するものとし，入札説明書等に記載がない事項については，実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

2 事業の目的及び内容

(1) 事業の目的

組合市町では、組合が圏域の可燃ごみを処理する新ごみ焼却施設の建設候補地を浅口郡里庄町大字新庄に決定したことにより、令和2年3月に整備に向けた諸条件についてまとめた合意事項を締結した。合意事項には新ごみ焼却施設の整備に併せ、ごみ焼却で発生する熱を利用し本施設を整備する方針を盛り込んでおり、組合市町の連携・交流拠点としての役割も担う施設としている。

【合意事項を踏まえた本施設の整備方針】

- ・新ごみ焼却施設の熱を利用した施設とすること
- ・新ごみ焼却施設の地元還元施設として整備すること
- ・温水プール、温浴施設、フィットネスジムやコミュニティスペース等を設け、災害時の避難機能を有すること
- ・組合市町の連携・交流拠点としての役割を担うこと

上記の合意を受け、組合は、「岡山県西部衛生施設組合熱利用施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を令和4年3月に策定した。

本事業は、このような背景を踏まえ、本施設の整備及び運営を行うため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じることにより、民間の経営能力等の活用を図り、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。

(2) 事業名称

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業

(3) 事業実施場所

ア 事業用地

岡山県浅口郡里庄町大字新庄 地内

イ 敷地面積

計画対象① 約 4,500 m²

計画対象② 約 1,300 m²

ウ 事業の対象となる公共施設等

対象施設は、以下の(ア)から(オ)とする（以下、総称して「本施設」という。）。

- (ア) 温水プール
- (イ) フィットネスジム（トレーニング室及びスタジオ）
- (ウ) 温浴施設
- (エ) コミュニティ増進機能を向上させるためのスペース
- (オ) 提案施設（事業者の任意提案による施設）

(4) 本施設等の管理者の名称
岡山県西部衛生施設組合 管理者 笠岡市長 小林 嘉文

(5) 本事業の対象範囲
本事業の対象範囲は、次のとおりである。

ア 統括管理業務

- (ア) 統括マネジメント業務
- (イ) 総務・経理業務

イ 設計業務

- (ア) 事前調査業務（業務に必要となる現況測量，地盤調査等）
- (イ) 設計業務（熱供給設備等設計を含む）
- (ウ) 電波障害調査業務
- (エ) 交付金及び各種申請等作成補助業務
- (オ) その他，上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 建設・工事監理業務

- (ア) 建設業務
- (イ) 工事監理業務
- (ウ) 熱供給配管工事業務（熱供給設備含む）
- (エ) 備品等設置業務
- (オ) 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
- (カ) 電波障害対策業務
- (キ) 所有権移転に係る業務
- (ク) その他，上記の業務を実施する上で必要な関連業務

エ 開業準備業務

- (ア) 供用開始前の広報活動及び受付業務
- (イ) 開館式典の実施業務
- (ウ) その他，上記の業務を実施する上で必要な関連業務

オ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務（熱供給設備含む）
- (ウ) 備品等保守管理業務
- (エ) 外構等維持管理業務
- (オ) 環境衛生・清掃業務
- (カ) 警備保安業務
- (キ) 修繕業務（※）

(ク) その他，上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物，建築設備等に係る大規模修繕は，組合が直接行うこととし，事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは，建物の一側面，連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい，設備に関しては，機器，配管，配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

カ 運營業務

(ア) 利用受付業務

(イ) 温水プール運營業務

(ウ) フィットネスジム運營業務

(エ) 温浴施設運營業務

(オ) 組合市町との利用調整業務

(カ) 自主事業

(キ) その他，上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(6) 事業方式

本事業は，PFI法第14条第1項に準じ，本施設の管理者等である組合が，事業者と締結する事業契約に従い，事業者が，本施設等の設計及び建設等の業務を行い，組合に所有権を移転した後，事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間，維持管理及び運營業務を遂行する設計・施工・維持管理・運營業務一括発注方式（DBO方式）により実施する。

また，本施設を利用して組合市町の小中学校の水泳授業を実施する（以下「学校利用」という。）ことを想定しており，学校利用への支援業務（水泳指導補助等）や施設の使用条件に係る契約を各市町教育委員会と事業者等で締結する予定である。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は，事業契約締結日から令和28年（2046年）3月31日までとする。

(8) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、次のとおりとする。

事業契約締結	令和6年（2024年）6月頃
事業期間	事業契約締結日 ～ 令和28年（2046年）3月31日
設計・建設期間	事業契約締結日 ～ 令和8年（2026年）11月30日 ※設計期間は令和7年（2025年）3月31日までに終了することを条件とする
開業準備期間	事業者提案日 ～ 運営開始日前日
運営開始日	令和9年（2027年）1月4日 ※但し、上記より運営開始日を早める提案は拒まない
維持管理期間	施設引渡し日 ～ 令和28年（2046年）3月31日
運営期間	事業提案による運営開始日 ～ 令和28年（2046年）3月31日

※ 以下、和暦のみの表記とする。

(9) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に組合が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約2年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を組合に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

(10) 事業者の収入等

ア 組合からのサービス対価

組合からのサービス対価は、次のとおりとする。

(ア) 設計及び建設・工事監理業務の対価

組合は、設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定める額を、事業者に対して支払う。なお、設計業務に係るサービス対価は設計業務完了後の請求に応じて、建設・工事監理業務に係るサービス対価は年度ごとの出来高に応じて支払う。

(イ) 開業準備業務の対価

組合は、本施設の開業準備業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額で、事業契約書に定める額を、事業者に対し支払う。

(ウ) 統括管理業務、維持管理及び運営業務の対価

組合は、本施設の統括管理業務、維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額（本施設利用者等から得

る収入によって回収できない統括管理業務、維持管理及び運營業務費相当額)で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

イ 本施設利用者等から得る収入

組合は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条で準用する同法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設の利用者からの利用料金を収入とすることができ、本施設において、実施する自主事業に係る売上等においても、事業者の収入とすることができる。

(ア) 利用料金収入

事業者は、本施設において、事業者が組合の承認を受けて定める額の利用料金を徴収し、収入とすることができる。

(イ) 自主事業（各種教室等）に係る収入

事業者は、本施設を利用して実施する自主事業（各種教室等）を、本施設の維持管理・運営に支障のない範囲で実施することができ、その売上を収入とすることができる。

(ウ) 自主事業（物品販売等）に係る収入

事業者は、本施設の目的を効果的に達成するための自主事業（物品販売等）を実施することができ、その売上を収入とすることができる。

(エ) 自主事業（その他）に係る収入

事業者は、上記(イ)及び(ウ)の他、組合市町または民間企業等との各種契約・受託事業（派遣事業を含む）を本施設の維持管理・運営に支障のない範囲で実施することができ、その売上を収入とすることができる。

このほか全ての「本施設を使用して得る収入」及び「SPC（指定管理者）としての地位で得る収入」については、本収入に該当するものとする。

ウ 本施設利用者等から得る収入の還元

事業者は、本施設利用者等から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、組合にキャッシュバックするものとする。また、組合市町の住民等に対する無料参加のイベントの開催等、多様な提案を期待する。

(11) 使用料等の負担

組合は、事業者から本事業に係る建物及び土地の使用料は徴収しないものとする。

(12) 光熱水費の負担

開業準備、維持管理及び運營業務の実施に係る光熱水費は、本施設の維持管理

及び運營業務に係るサービス対価に含め、事業者の提案額に応じて、組合が定期的に支払う。

(13) 組合による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

ア 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書において示す。

イ モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、組合はモニタリングを行う。

ウ モニタリングの時期

組合が行うモニタリングは、設計時、建設時、開業準備時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

エ モニタリングの方法

モニタリングは、組合が入札公告時に提示する方法にしたがって実施する。事業者は、組合からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

オ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、組合から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映し、要求水準書に示されるサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

(14) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、複数の企業（社団・財団法人（注）等を含む。）で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）若しくは協力企業（以下「協力企業」という。）とし、参加表明書において明記すること。なお、協力企業とは、代表企業及び構成企業が業務に当たらない場合に、当該業務を実施させる企業とする。

注：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法律第 48 号）

及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年法律第 50 号）に定める法人。

イ 参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

ウ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、事業者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮事業契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。

エ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。

オ 組合は、組合市町内に本店を置く企業が入札参加グループとして本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、組合市町の最新の競争入札参加資格者名簿のいずれかに登録されており、かつ各業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。なお、組合市町へ提出された入札参加資格審査申請書は、組合に提出されたものとみなし、組合市町の入札参加資格者名簿を合わせた名簿を組合の名簿とみなしている。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち統括管理、設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者）は、それぞれ次に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

ア 統括管理業務を行う者

統括管理業務を行う者は、次に示す要件を満たさなければならない。

(ア) 官民連携事業における統括管理に係る業務実績を有していること。なお、事業契約締結後 3 年以上経過している官民連携事業を実績として認める。

イ 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、次に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、次に示す(ア) の要件については、全ての企業が満たし、(イ) の要件は、少なくとも 1 者が満たさなければならない。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 平成 19 年 4 月 1 日から参加資格要件の確認基準日までの間に、25m 以上の屋内温水プール施設又は延床面積 2,000 m²以上のスポーツ施設の実施設計業務を完了した実績を有していること。

ウ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、次に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、次に示す(ア)～(イ) の要件は、少なくとも 1 者が満たさなければならない。

(ア) 入札参加資格者名簿において、登録業種が建築工事（建築一式工事）、かつ経営事項審査総合評定値通知書の総合評定値が 1,050 点以上、建設業許可区分が特定建設業者であること。

(イ) 平成 19 年 4 月 1 日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延床面積 2,000 m²以上の官公庁が発注した公共施設等の建築一式工事を元請（共同企業体にあっては代表者に限る。）で施工した実績（建築基準法における新築・改築・増築（増築面積 2,000 m²以上とする）を対象とし、竣工したものに限る。）を有していること。

エ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、次に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、次に示す(ア) の要件については、全ての企業が満たし、(イ) の要件は、少なくとも 1 者が満たさなければならない。

(ア) 建築士法第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 平成 19 年 4 月 1 日から参加資格要件の確認基準日までの間に、25m 以上の屋内温水プール施設又は延床面積 2,000 m²以上の官公庁が発注したスポーツ施設の工事監理業務を完了した実績を有していること。

オ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次に示す全ての要件を満たさなければならない。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、次に示す(ア)の要件は、少なくとも1者が満たさなければならない。

(ア) 平成19年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について3年以上の維持管理業務の実績を有していること。

カ 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、次に示す要件を満たさなければならない。なお、運營業務を複数の運営企業で実施する場合は、次に示す(ア)の要件は、少なくとも1者が満たさなければならない。

(ア) 平成19年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について3年以上の運營業務の実績を有していること。

(3) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。

イ 組合市町の最新の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者

ウ 組合市町いずれかの建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者

エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く）

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く）

キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者

ク 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者

ケ 国税又は地方税を滞納している者

コ 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同

じ)

- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- サ 本組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。本事業に関し、本組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである
 - (ア) 株式会社 建設技術研究所
 - (イ) シリウス総合法律事務所
 - (ウ) 株式会社 学校文化施設研究所
 - (エ) 永井公認会計士事務所
- シ 本事業に係る「岡山県西部衛生施設組合広域連携拠点施設（熱利用施設）事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）の委員、委員が属する法人及び委員と資本面若しくは人事面において関連がある者
- ス 落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について事業者選定委員会の委員に対し、本事業について積極的に接触等の働きかけを行った者

(4) SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCの本店を組合市町内のいずれかに設立すること。なお、事業用地内に設立することを妨げない。

SPCの株式については、事前に書面により組合の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加資格確認申請書受付最終日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しない場合がある。

(6) 入札参加者の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと組合が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

4 事業者募集等のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和5年3月13日（月）	入札公告，入札説明書等の公表
3月27日（月） 又は3月28日（火）	入札説明書等に関する説明会の開催
3月31日（金）	入札説明書等に関する第1回質問・個別対話受付締切
4月17日（月） 4月18日（火）	入札説明書等に関する第1回個別対話
4月下旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表 入札説明書等に関する第1回個別対話結果の公表
5月19日（金）	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
6月上旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
6月23日（金）	資格審査申請書の受付締切
7月10日（月）	入札参加資格審査結果の通知
7月11日（火）	入札説明書等に関する第2回個別対話受付締切
7月21日（金）	入札説明書等に関する第2回個別対話
8月上旬	入札説明書等に関する第2回個別対話結果の公表
9月1日（金）	入札及び提案に係る書類の受付締切
10月下旬	事業者のプレゼンテーション及びヒアリング，審査，開札
11月上旬	落札者の決定及び公表
12月中旬	基本協定の締結
令和6年2月中旬	仮事業契約の締結
6月下旬	本契約の締結

5 入札手続等

(1) 担当窓口

入札手続に関する組合の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り次の窓口とする。

岡山県西部衛生施設組合

住 所：〒714-0054 岡山県笠岡市平成町 100 番地

電 話：0865-66-2620

E-mail: seibueisei@city.kasaoka.lg.jp

組合ホームページアドレス <http://seibueisei.or.jp/>

(2) 入札に関する手続

ア 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和5年3月13日(月)に、本事業の調達に係る入札公告を行い、合わせて入札説明書等を組合ホームページ上で公表する。

イ 事業予定地に関する現地見学会

組合は、次のとおり現地見学会を開催する。なお、新型コロナウイルス感染症への対策の観点から、時間を分けて実施することとし、見学時間は1時間以内とする。

(ア) 開 催 日 時：令和5年3月27日(月)又は28日(火)のいずれも午前10時から午後5時15分までの間で、組合が指定した時間

(イ) 開 催 場 所：事業用地内

(ウ) 受 付 期 間：入札説明書等公表日から令和5年3月17日(金)正午まで

(エ) 受 付 方 法：様式集「様式4-1 事業予定地に関する現地説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、上記5(1)の担当窓口にてEメールにより提出すること。

ウ 資料の閲覧及び貸出し

要求水準書の閲覧資料の閲覧及び貸出しを、次のとおり行う。閲覧又は借受けを希望する者は、事前に5(1)の担当窓口にて連絡すること。

(ア) 閲 覧 期 間：令和5年8月18日(金)まで

(閉庁日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(イ) 閲 覧 場 所：5(1)の担当窓口

(ウ) 資料の貸出し：DVDにて貸出す。希望者は、様式集「様式4-2 閲覧資料貸出申込書兼誓約書」を提出すること。

エ 入札説明書等に関する第1回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (ア) 受付期間：入札説明書等公表日から令和5年3月31日（金）午後5時15分まで
- (イ) 受付方法：様式集「様式4-3 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記入の上、5（1）の担当窓口にてEメールにより提出すること。
- (ウ) 回 答：令和5年4月下旬に組合ホームページにおいて公表する予定である。

オ 入札説明書等に関する第1回個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、組合と事業者との個別対話を実施する。

- (ア) 開催日時：令和5年4月17日（月）及び18日（火）
- (イ) 開催場所：岡山県西部衛生施設組合
- (ウ) 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は6名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で12名以内とする。
- (エ) 申込方法：様式集「様式4-4-1 個別対話参加申込書」及び「様式4-4-2 個別対話の議題」に必要事項を記入の上、令和5年3月31日（金）午後5時15分までに、5（1）の担当窓口にてEメールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- (オ) 公表等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和5年4月下旬に組合ホームページにおいて公表する予定である。

カ 入札説明書等に関する第2回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (ア) 受付期間：第1回質問への回答の日から令和5年5月19日（金）午後5時15分まで
- (イ) 受付方法：様式集「様式4-3 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記入の上、5（1）の担当窓口にてEメールにより提出すること。
- (ウ) 回 答：令和5年6月上旬に組合ホームページにおいて公表する予定である。

キ 資格審査申請書の受付

入札参加者は、資格審査申請書を次の期間に提出すること。資格審査申請書の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

なお、資格審査申請書の受付締切日において入札参加者がいない又は1者の場合は、入札を中止する。

- (ア) 受付期間：令和5年6月19日（月）から令和5年6月23日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。
- (イ) 提出場所：5（1）の担当窓口
- (ウ) 提出方法：持参すること。
- (エ) 提出書類：9 提出書類 ア 入札参加資格審査書類を参照（様式集「I. 入札参加資格審査に関する提出書類等」）
- (オ) 提出部数：2部
- (カ) 参加資格審査：提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。入札参加資格審査書類が全て揃っている入札参加者の資格等が組合の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- (キ) 結果通知：入札参加資格審査結果は、書面により令和5年7月10日（月）までに随時郵送する。

ク 入札説明書等に関する第2回個別対話

事業者が、本事業の位置づけや特徴を理解した上で、本施設の整備方針に沿った事業提案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝えることを目的として、組合と事業者との個別対話を実施する。

なお、提案施設の構想がある場合は、本個別対話において、施設配置及び諸室配置のイメージが分かる資料と合わせて組合に提示すること。

- (ア) 開催日時：令和5年7月21日（金）
- (イ) 開催場所：岡山県西部衛生施設組合
- (ウ) 参加資格：本事業の入札参加者とし、参加人数は6名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で12名以内とする。
- (エ) 申込方法：様式集「様式4-4-1 個別対話参加申込書」及び「様式4-4-2 個別対話の議題」に必要事項を記入の上、令和5年7月11日（火）午後5時15分までに、5（1）の担当窓口にてEメールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- (オ) 公表等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和5年8月上旬に組合ホームページにおいて公表する予定である。

ケ 事業提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

事業提案審査に関する提出書類を提出する入札参加者は、関係する書類を次の期間に提出しなければならない。

- (ア) 受付期間：令和5年8月28日（月）から令和5年9月1日（金）までの平日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。
- (イ) 提出場所：5（1）の担当窓口
- (ウ) 提出方法：持参すること。
- (エ) 提出書類：9 提出書類を参照（様式集「Ⅱ. 事業提案審査に関する提出書類」）
- (オ) 提出部数：正本1部及び副本13部

なお、入札を辞退する者は、様式集「様式3-1 入札辞退届」を、令和5年8月18日（金）までに、5（1）の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。また、入札辞退の撤回はできないものとする。

コ 入札の手順

- (ア) 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された事業提案審査に関する書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- (イ) 事業提案審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の提出書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- (ウ) 開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせるものとする。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。
 - a 開札日時：令和5年10月下旬（予定）
 - b 開札場所：岡山県西部衛生施設組合
- (エ) 入札書に記入する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く価格を記入すること。入札金額（入札書「様式A-3」に示す金額）及び入札価格（入札価格計算書「様式A-4」に示す各サービス対価をいう）が、5（4）の条件を満たさない場合は失格とする。なお、全入札参加者の入札金額及び入札価格が入札比較価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。
- (オ) 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。（落札者決定基準を参照）。
- (カ) 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和5年11月上旬までに決定通知を行う。

サ ヒアリング等の実施

組合は、入札参加者に対し、令和5年10月下旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、代表企業に別途連絡する。

(3) 入札参加に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金

入札保証金は免除する。

エ 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

オ 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において提案書の公表等が必要と認めるときは、組合は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、組合が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

カ 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

キ 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査後、落札者以外の提出書類は組合で処分又は入札参加者へ返却するものとする。返却する場合の返却費用は入札参加者負担とする。

ク 組合からの提示資料の取扱い

組合が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ケ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札参加者の備えるべき参加資格のない者がしたもの

- (イ) 入札金額及び入札価格のないもの
- (ウ) 入札参加者が明瞭でないもの又は入札金額及び入札価格を判読できないもの
- (エ) 入札参加者の記名押印がないもの又は住所の記載のないもの
- (オ) 入札金額及び入札価格を訂正したもの
- (カ) 虚偽の記載があるもの
- (キ) 1つの入札について同一の者から2つ以上の入札書類が提出されたもの
- (ク) 入札書類の受付期間締切までに到達しなかったもの
- (ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められるもの
- (コ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められるもの
- (サ) 入札金額及び入札価格が、5 (4) の条件を満たさないもの
- (シ) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (ス) その他入札に関する条件に違反したもの

コ 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

(4) 入札比較価格及び予定価格

本事業における入札比較価格及び予定価格は、下表に示すとおりとする。入札金額及び入札価格は下表に示すそれぞれの入札比較価格を超えないこと。また、事業提案審査に関する提出書類「様式K-2 資金収支計画表」組合の支払う対価中、小計（開業準備費・維持管理費・運営費その他費用相当額）に記入の額は、各年度の年額 51,818,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を超えないこと。

	入札比較価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」、 「②開業準備業務のサービス対価」、 「③維持管理及び運営業務のサービス対価」からなるサービス対価 （総額）	2,570,833,000 円	2,827,916,300 円
事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」	1,561,763,000 円	1,717,939,300 円
事業契約書に定める「②開業準備業務のサービス対価」及び「③維持管理及び運営業務のサービス対価」の 合計額（事業期間中の総額）	1,009,070,000 円	1,109,977,000 円

6 入札書類の審査

(1) 事業者選定委員会の設置

組合は、事業者の選定等について審査及び審議するため、学識経験者等で構成する「岡山県西部衛生施設組合広域連携拠点施設（熱利用施設）事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

委員会の委員は、次のとおりである。

（敬称略）

役職	氏名	所属等
委員長	吉長 成恭	一般社団法人 ちゅうごく PPP・PFI 推進機構 代表理事
副委員長	川口 義洋	津山市総務部財産活用課 課長，国土交通省 PPP サポーター
委員	森脇 大輔	株式会社日本政策投資銀行 岡山事務所 所長
委員	松浦 良彦	笠岡市副市長
委員	猪原 慎太郎	井原市副市長
委員	松田 勝久	浅口市副市長
委員	赤木 功	里庄町副町長
委員	山縣 幸洋	矢掛町副町長
委員	小田 幸裕	岡山県西部衛生施設組合事務局長

(2) 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査及び事業提案審査により行う。提案内容及び入札価格を総合的に評価（以下、両者の評価点の合算値を「総合評価点」という。）し、最も優れた提案（以下「最優秀提案」という。）を行った者を選定する。

ただし、総合評価点と同点の入札参加者がいる場合は、非価格要素点が最も高い者を最優秀提案者とする。また、非価格要素点も同点の場合は、価格要素点のうち、開業準備、維持管理及び運營業務に係る価格要素点が最も高い者を最優秀提案者とする。なお、開業準備、維持管理及び運營業務に係る価格要素点も同点の場合は、当該入札参加者にくじを引かせて順位を決定する。くじを引く順番は、入札参加資格審査申込書を提出した順とする。当該入札参加者が不在等の理由により、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係ない組合職員が代わりにくじを引き、順位を決定する。

(3) 審査項目等

審査項目は、次のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

参加資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 統括管理業務の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 開業準備業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運営業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

ア 落札者の決定

組合は、事業提案審査の結果に基づいて選定された最優秀提案者を踏まえ、落札者を決定する。

イ 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

(1) 立地条件等

ア 事業予定地の前提条件

事業予定地の概要は次のとおりである。

表 7-1 事業予定地の概要

項目	概要	備考
所在地	岡山県浅口郡里庄町大字新庄 地内	
対象面積等	事業用地面積：6,739.2 m ² うち、整備対象面積は下記①及び②とする。 ・計画対象①：約 4,500 m ² （既存 FH=60.0 盤） ・計画対象②：約 1,300 m ² （既存 FH=65.0 盤及び FH=65.0～69.0 盤）	資料 3-1 事業用地敷地範囲 資料 3-2 事業用地
土地所有者	岡山県西部衛生施設組合	
現有施設	なし ※令和 4 年度に組合にて旧ごみ焼却場の管理棟と倉庫、金山公会堂等を解体・撤去済	
熱源供給	高温水（100℃程度）にて供給予定	
地形の特徴	現地道路勾配は 10%程度、造成法面の高さは最大で 7 m 程度あり	
該当する法規制	法的位置づけ等	備考
都市計画法	・都市計画区域（非線引き） ・建築形態規制：容積率/建ぺい率=200/60%	
土壌汚染対策法	・現在、区域指定なし ※ただし、3,000 m ² 以上の土地の形質変更に対応するため、組合が「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を岡山県へ届け出る。	
農振法	・農業振興地域 ※ただし農地法による指定（農用地区）はなし	町全域

※開発規模 3,000 m²以上を対象に、法第 33 条に基づく開発行為の許可を受ける必要があるが、現地形を活用する場合には、開発許可の適用外となる旨を、関係者協議にて確認している。

※開発行為等に関連するその他規制（宅地造成等規制法、農地法、森林法、河川法、文化財保護法等）に関する同計画地に対する制限や指定は確認されない。

イ 施設要件

本施設は4つの導入機能により構成され、それぞれの導入機能において以下の表に示す諸室を整備するものとする。本施設には、健康増進機能、附帯機能、コミュニティ増進機能の3つの導入機能に設ける諸室(以下「必須施設」という。)を設置し、ニーズに応じたサービス機能内に必須施設との連携や相乗効果が見込める施設(以下「提案施設」という。)を含むものとする。

なお、必須施設部分の施設規模は延床面積2,000㎡以上を条件とし、施設構成、諸室面積、設計要件、ユニバーサルデザイン対応等の詳細については、要求水準書に提示する。

表 7-2 整備対象施設

導入機能	主要施設	諸室構成	想定規模
健康増進機能	温水プール	○屋内温水プール(25m×6レーン) ○器具庫, シャワー室, 更衣室, 見学スペース	885~945㎡ (うち, 屋内温水プール・プールサイドで680㎡以上)
	フィットネスジム	○トレーニング室 ○スタジオ	約160㎡
	温浴施設	○風呂, 洗い場, 脱衣所	140~200㎡ (うち, 風呂・洗い場で80㎡以上)
附帯機能	ロビー	○エントランス, ロビー	適宜
		○情報発信・環境学習スペース	
		○事務室, トイレ, 機械室, 廊下等	
コミュニティ増進機能	必須施設の面積を拡大したり, 利用料を徴収しないコミュニティスペースとして利用するなど, 事業者の自由な提案により本施設のコミュニティ増進機能を向上させるためのスペース。		約50㎡
ニーズに応じたサービス機能	上記主要施設等を有効利用	○物販・飲食スペース ○その他本施設に附帯するサービス	—

(2) 施設の設計, 建設, 工事監理, 維持管理及び運営等の提案に関する条件

施設の設計, 建設, 工事監理, 維持管理及び運営等の提案に関する条件は, 「2(5) 本事業の対象範囲」で示す事業者の事業範囲, 及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は, これらの条件を踏まえた上で, 入札書類を作成するものとする。

(3) 業務の委託

事業者は, 事前に組合の承諾を得た場合を除き, 代表企業, 構成企業及び協力企業以外の者に統括管理, 設計, 建設, 工事監理, 開業準備, 維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託し, 又は請け負わせることはできない。また, 事前に組合の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。組合は,

事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が発生させた一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(4) 資金計画・事業収支計画に関する条件

ア 設計業務に係るサービス対価は、設計業務完了時の翌月に支払うものとして計画すること。

イ 建設・工事監理業務に係るサービス対価は、令和7年度、令和8年度の出来高に応じて、それぞれ令和8年5月と建設・工事監理業務完了時の翌月に支払うものとして計画すること。

ウ 開業準備業務のサービス対価は、開業準備業務完了時の翌月に支払うものとして計画すること。

エ 維持管理業務のサービス対価のうち、修繕費は年間5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を均等払いとして計画すること。

(5) 組合の費用負担

次の費用については、組合が費用負担するものとする。

ア 大規模修繕費

イ モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

(6) 組合による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款（案）別紙2による。

(7) 保険

事業契約約款（案）別紙3による。

(8) サービス対価

事業契約約款（案）別紙4，別紙5による。

(9) 土地の使用

事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、事業用地を無償で使用することができる。

(10) 組合と事業者の責任分担

ア 責任分担に関する基本的考え方

組合と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、組合がその全て又は一部を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

組合と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

(11) 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、自己の費用で毎事業年度の財務書類（決算報告書及び監査報告書等）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3か月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを組合に提出し、組合に監査報告を行うこと。

8 契約に関する事項

(1) 契約手続

ア 契約の条件

組合と落札者は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮契約の締結を行う。また、PFI 法第 12 条の規定に準じ、議会の議決を要するので、当該仮契約は、議会での当該契約の締結に係る議案の議決を経て本契約となる。ただし、組合は、当該議案が議会で議決されなかった場合、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

イ 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が「3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結せず、又は解除することがある。

(2) 契約の枠組み

ア 対象者

SPC

イ 締結時期及び事業期間

事業契約仮契約 令和 6 年 1 月下旬

議会の議決 令和 6 年 6 月下旬（予定）

事業期間は、事業契約締結日から令和 28 年 3 月 31 日までとする。

ウ 事業契約の概要

事業者が組合を相手方として締結する事業契約は、事業契約書（案）によるものとし、事業契約書（案）の内容は、原則として誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、組合の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書の記載事項に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理及び運營業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に消費税及び地方消費税等相当額を加算した金額とする。

(4) 契約保証金

事業契約約款（案）第 40 条、第 52 条及び第 71 条に基づくものとする。

(5) 事業者の事業契約上の地位

組合の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、入札参加者等が保有する SPC の株式については、組合の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

9 提出書類

提出書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集及び作成要領を参照のこと。

ア 入札参加資格審査

○ 参加表明書	
・参加表明書	(様式 1-1)
○ 入札参加資格審査に関する提出書類	
・資格審査申請書	(様式 2-1)
・統括管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-2)
・設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-3)
・建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-4)
・工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-5)
・維持管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-6)
・運營業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-7)
・入札参加グループ構成表及び役割分担表	(様式 2-8)
・委任状 (構成企業→代表企業)	(様式 2-9)
・委任状 (代表企業用)	(様式 2-10)
・事業実施体制	(様式 2-11)
・会社概要書 (代表企業, 構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・定款 (代表企業, 構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・決算報告書 (代表企業, 構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・登記簿謄本 (代表企業, 構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・納税証明書その3の3 (代表企業, 構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
○ その他	
・入札辞退届 (辞退する場合のみ)	(様式 3-1)

イ 事業提案審査

○ 事業提案審査に関する提出書類	
・事業提案審査に関する提出書類提出書	(様式 A-1)
・入札参加グループ構成表	(様式 A-2)
・入札書	(様式 A-3)
・入札価格計算書 (別表含む)	(様式 A-4)
・要求水準書及び添付書類に関する誓約書	(様式 A-5)
○ 提案書	
・事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～3)
・統括管理業務に関する事項	(様式 C-1)
・設計業務に関する事項	(様式 D-1～5)
・建設・工事監理業務に関する事項	(様式 E-1～2)
・開業準備業務に関する事項	(様式 F-1～2)
・維持管理業務に関する事項	(様式 G-1～3)
・運營業務に関する事項	(様式 H-1～6)
・入札参加者独自の提案に関する事項	(様式 I-1～6)
・計画図面等提案書類	(様式 J-1～22)
・事業収支等提案書類	(様式 K-1～2)
・提案価格等提案書類	(様式 L-1～3)
・事業スケジュール	(様式 M-1)
○ 基礎審査項目チェックシート	(様式 N-1)

10 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、組合又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(ア) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、組合は、事業契約を解除することができる。

(ウ) (ア) 及び(イ) により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、組合は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

イ 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(ア) 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。

(イ) (ア) により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は組合に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(ア) 不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

(イ) 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、組合又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

(ウ) 前号の規定により組合又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。

(エ) 不可抗力の定義については、入札説明書等公表時に示す。